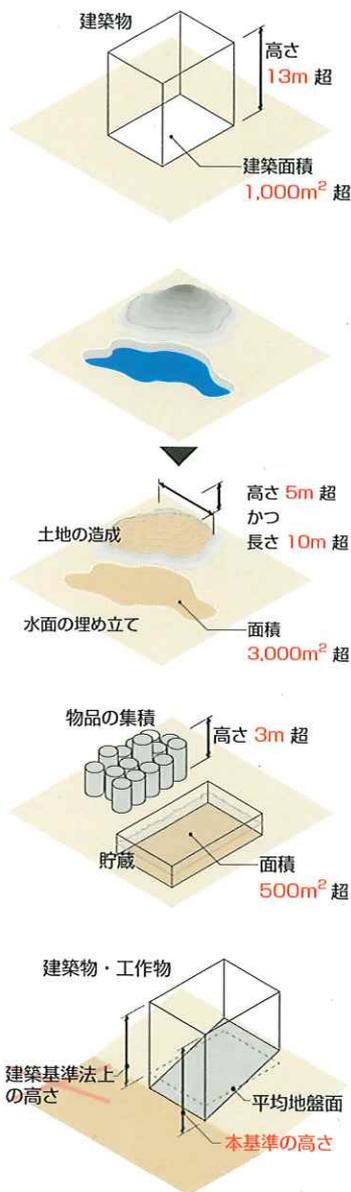


# 大規模行為とは

大規模行為とは、以下のように定められています。

(条例第2条第4号・施行規則第3条)



※大規模行為景観づくり基準での高さとは、建築基準法上の高さ(平均地盤面からの高さ)ではなく見附の高さです。

届出対象行為	届出が必要な規模
建築物の新築、改築、増築若しくは移転 又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	高さ <sup>*1</sup> 13m 又は 建築面積1,000m <sup>2</sup> 超
工作物の新築、改築、増築若しくは移転 又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	
擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ <sup>*1</sup> 5m超
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ <sup>*1</sup> 13m超
電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの	
電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	高さ <sup>*1</sup> 20m超
高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの	
観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	高さ <sup>*1</sup> 13m超 又は 築造面積1,000m <sup>2</sup> 超
自動車の駐車のために供する立体的な施設	
石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設	
ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
広告物の表示、設置、改造若しくは移転 又は外観の模様替え若しくは色彩の変更	高さ <sup>*2</sup> 13m 又は 表示面積の合計15m <sup>2</sup> 超
土地の区画形質の変更 (水面の埋立て又は干拓を含む。)	面積3,000m <sup>2</sup> 超 又は法面の 高さ5m超かつ長さ10m超
鉱物の掘採又は土石の類の採取	面積3,000m <sup>2</sup> 超 又は法面の 高さ5m超かつ長さ10m超
屋外における物品の集積又は貯蔵	高さ3m超 又は 面積500m <sup>2</sup> 超

※<sup>1</sup>大規模行為景観づくり基準での高さは、建築基準法上の高さ(平均地盤面からの高さ)ではなく見附の高さです。

※<sup>2</sup>地盤面から当該工作物又は広告物の上端までの高さです。

## 大規模特定行為について

大規模行為のうち特に規模が大きく周辺の景観への影響が顕著であるものを「大規模特定行為」と定め、これに該当する場合には届出の前に協議(以下「事前協議」という。)を必要とします。

また、必要に応じて「景観影響調査」を要請する場合があります。景観影響調査とは、大規模特定行為が周辺の景観に与える影響を行為者が調査、予測し、自己評価を行うもので、事前協議の資料となります。

行為の種類	規模
建築物	高さ <sup>*1</sup> 31m超 又は 延べ面積 15,000m <sup>2</sup> 超
工作物	高さ <sup>*2</sup> 31m超
広告物	高さ <sup>*2</sup> 31m超

<sup>\*1</sup>大規模行為景観づくり基準での高さは、建築基準法上の高さ(平均地盤面からの高さ)ではなく見附の高さです。

<sup>\*2</sup>地盤面から当該工作物又は広告物の上端までの高さです。

## 届出が不要な行為

- 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
- 他法令による許認可等を要する行為(自然公園法、文化財保護法、都市計画法、福島県立自然公園条例、福島県文化財保護条例、郡山市文化財保護条例)
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 農林漁業を営むために行われる土地の区画形質の変更、土石の類の採取、屋外における物品の集積又は貯蔵
- 国、地方公共団体等が行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為
  - ・大規模建築物又は大規模工作物の改築又は増築で、その行為に係る部分の床面積又は築造面積の合計が10m<sup>2</sup>以下のもの
  - ・大規模広告物の改造で、その行為に係る部分の築造面積の合計が10m<sup>2</sup>以下のもの
  - ・大規模建築物、大規模工作物、大規模広告物の外観の様態替え又は色彩の変更で、その行為に係る部分の面積の合計が10m<sup>2</sup>以下のもの
  - ・屋外における物品の集積又は貯蔵において、集積され、又は貯蔵された物品を外から見通すことのできない場所での物品の集積又は貯蔵
  - ・屋外における物品の集積又は貯蔵において、物品の集積又は貯蔵の期間が90日を超えて継続しない物品の集積又は貯蔵
  - ・仮設の建築物及び工作物で、存続期間が1年以内のものの新築、改築、増築若しくは移転又は外観の様態替え若しくは色彩の変更(工事に必要な仮設の建築物及び工作物で工期が1年を超える場合は、その期間)
  - ・地盤面下又は水面下における行為